

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 福島県沖を震源とする地震による被害状況等について（災害報告①） …… 1
- ◆ 栃木県足利市における林野火災について（災害報告②） …… 2
- ◆ 「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」（令和3年1月27日、事務連絡、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課） …… 2
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その4）」（令和3年2月12日、事務連絡、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課） …… 4
- ◆ 会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う社会福祉法関連規定の改正について（令和3年2月4日、社援発0204第1号、厚生労働省社会・援護局長） …… 5

◆福島県沖を震源とする地震による被害状況等について（災害報告①）

令和3年2月13日に福島県沖を震源とする最大震度6強を観測する大きな地震が発生しました。

本会では、発災直後、北海道・東北ブロックの各県保育組織等を通じて保育所等の被害状況について情報収集を行い、岩手県一関町の保育所で天井落下、宮城県の一部地域での断水が続いている地域があるものの大きな被害は発生していないことを確認しました。

福島県の被害状況については、福島県保育協議会にて現在も情報収集を行っていますが、全体的に軽微ではあるものの複数の保育所等で天井や外壁の亀裂や窓ガラスの破損等の被害が発生しているとのことです。以下は、福島県庁のホームページから抜粋した県内保育所等の被害状況です。

市町村名	保育所等名	被害内容
白河市	ひがし保育園	内壁の破損ほか
小野町	中央さくら保育園	壁ひび割れ
	夏井おおすぎ保育園	壁ひび割れ
	飯農ひまわり保育園	壁ひび割れ
	浮金つつじ保育園	壁ひび割れ
	たいしん保育園	天井材亀裂等
	おもてごう保育園	外壁亀裂、クロス剥がれ等
	なないろ保育園	窓の破損、天井材の破損
南会津町	伊南保育所	壁ひび割れ

◆栃木県足利市における林野火災について（災害報告②）

2月21日から発生している栃木県足利市の西宮町林野火災では、災害救助法が適用され、小中学校が臨時休校になるなど、市民生活に影響が出ています。

栃木県保育協議会によると、当該火災エリアの近辺には保育所等がなく、今のところ住民等における関係者の被害等も確認されていないとのことです。

3月1日には鎮火宣言が出される見込みとの報道があります。

◆「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」（令和3年1月27日、事務連絡、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

令和3年1月27日、厚生労働省より標記の事務連絡が発出されました。

評議員の選任にあたっては、社会福祉法人定款例等に定める限り、評議員選任・解任委員会において議決を行うことが一般的とされているところです。

平成28年の社会福祉法人制度改革により、経営組織のガバナンスの強化の観点から、すべての社会福祉法人に評議員会が必置とされました。令和3年度は、社会福祉法人制度改革以降、多くの社会福祉法人で初めて評議員の一斉改選が行われることを踏まえ、今般、厚生労働省が評議員の改選に係る留意事項を本事務連絡にとりまとめました。

（下記、囲み記事は、「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」（令和3年1月27日、事務連絡、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）から、全保協事務局抜粋・一部要約。）

＜基本的な考え方＞

- ・ 評議員の満了日は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで
- ・ 上記の任期満了日の算定は、評議員選任・解任委員会の議決のあった日が起算点
- ・ 法人と評議員の委任関係については、評議員の就任承諾をもって開始

- ・ 定時評議員会と同日のうちに、評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員の議決を行い、かつ新評議員が同日付で、就任承諾を行う場合には、新旧評議員が切れ目なく選任される
- ・ ただし、定時評議員会と同日のうちに、評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行うことが困難な場合には、次のような取扱いが考えられる（選択可）。
 - ①定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任を決議
 - ②定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任を決議

具体的な留意事項は次のとおりです。

①定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合の留意事項

- (1) 定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行う場合、新評議員の任期については、当該議決のあった日を起算点として任期満了日を算定する一方、法人と新評議員との委任関係の始期となるその就任承諾のあった日から開始されるものであること。
- (2) 新評議員を切れ目なく選任する観点から、その就任承諾書等の日付けは、当該定時評議員会の日とすることが望ましいが、やむを得ずこれが定時評議員会よりも後の日となる場合は、3のとおり取り扱うこと。
- (3) なお、3月中に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行った場合には、定時評議員会の前年度から任期を起算することとなり、通常よりも任期が1年短くなってしまふことに留意のこと。

②定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合の留意事項

- (1) 定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行う場合、定時評議員会終了から新評議員が就任するまでの期間については、社会福祉法第42条第1項の規定により、「評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する」とされていることから、当該期間は、旧評議員が暫定的に職務を担うものであること。
- (2) ただし、長期間、旧評議員に法人運営に係る責任を負わせることは適当ではないことから、定時評議員会終了後、速やかに評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行うとともに、その就任承諾を得ること。

■厚生労働省ホームページ

「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」（令和3年1月27日、事務連絡、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000728948.pdf>

◆「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その 4）」（令和 3 年 2 月 12 日、事務連絡、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

令和 3 年 2 月 12 日、厚生労働省より標記の事務連絡が発出されました。

これまで、令和 2 年 3 月 9 日付事務連絡、同年 4 月 14 日付事務連絡及び同年 6 月 5 日付事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の流行下における社会福祉法人の運営に関する取扱いについて示されていますが、今般、現在の状況にかんがみ、これらの事務連絡が整理されました。詳細は、別添の資料 1 をご参照ください。

（下記、囲み記事は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その 4）」（令和 3 年 2 月 12 日、事務連絡、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）から、全保協事務局抜粋・一部要約。）

1 理事会の開催について

(1) 理事会の開催

やむを得ず年度内に開催することが困難な法人については、可能になり次第、速やかに開催すること

(2) 理事会における「対面」の解釈

ガイドラインでいう「テレビ会議等」とは、各理事の音声即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はないこと

2 評議員会の開催について

（略）

3 事業計画書及び収支予算書について

（略）

4 社会福祉法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類について

職員の出勤抑制等により、法人において現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること

①法第 45 条の 27 第 2 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに作成することとされている計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ）、事業報告及びこれらの附属明細書

②法第 45 条の 34 第 1 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに作成及び主たる事務所に備え置くこととされている財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書（以下「財産目録等」という。）

③法第 59 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに所轄庁へ届出することとされている計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人にあつては会計監査報告を含む）並びに財産目録等

④法第 55 条の 2 第 2 項の規定に基づき、会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに所

轄庁へ承認申請することされている社会福祉充実計画

5 所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査について

所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査については、現に法人運営に支障が生じているなど、当該法人に対する指導を行う喫緊性が高く、指導監査を行うことにつき相当の理由がある場合を除き、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえつつ、所轄庁において延期を含め、適切に判断されたいこと。

また、これにより、やむを得ず監査の実施周期が3年を超えることも妨げるものではないこと。

◆会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う社会福祉法関連規定の改正について（令和3年2月4日、社援発0204第1号、厚生労働省社会・援護局長）

令和3年2月4日、標記通知が発出されました。詳細は、別添の資料2をご参照ください。主な内容は下記のとおりです。

第2 社会福祉法等に関する改正事項

1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正

(1) 改正内容

一 補償契約（改正社会福祉法第45条の22の2関係）

(ア) 社会福祉法人が、補償契約の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならないものとする。

①当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

②当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

a 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

b 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

(イ) 社会福祉法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができないものとする。

① (ア) ①に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

②当該社会福祉法人が (ア) ②の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該社会福祉法人に対して社会福祉法第45条の20第1項の責任を負う場合には、(ア) ②に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

③役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより (ア) ②の責任を負う場合には、(ア) ②に掲げる損失の全部

(ウ) 補償契約に基づき (ア) ①に掲げる費用を補償した社会福祉法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該社会福祉法人に損害を加える目

的で（ア）①の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができるものとする。

（エ）社会福祉法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならないものとする。

（オ）社会福祉法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）第 84 条第 1 項及び第 92 条第 2 項、社会福祉法第 45 条の 20 第 3 項並びに同法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人法第 116 条第 1 項の規定は、社会福祉法人と理事との間の補償契約については、適用しないものとする。

（カ）民法第 108 条の規定は、（ア）の決議によってその内容が定められた社会福祉法人と理事との間の補償契約の締結については、適用しないものとする。

二 役員等のために締結される保険契約（改正社会福祉法第 45 条の 22 の 3 関係）

（略）

（2）施行期日 令和 3 年 3 月 1 日

（3）経過措置 （略）

2 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）の一部改正 （略）

3 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生労働省令第 28 号）の一部改正

（1）改正内容

一 理事会の議事録（改正社会福祉法施行規則第 2 条の 17 関係）

会社法整備法による改正社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において読み替えて準用する改正後の一般社団法人法（以下「改正一般社団法人法」という。）第 118 条の 2 第 4 項において、「補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。」としているところ、理事会における当該補償に関する報告の概要を理事会の議事録の内容に含めることとする。

二 役員のために締結される保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないもの（改正社会福祉法施行規則第 2 条の 24 の 2 関係）

改正社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において読み替えて準用する改正一般社団法人法第 118 条の 3 第 1 項において、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるもの」として役員等賠償責任保険契約から除くこととされているものを第 1 の 3（1）の二①及び②に掲げるものと定めることとする。

（略）

（2）施行期日 令和 3 年 3 月 1 日